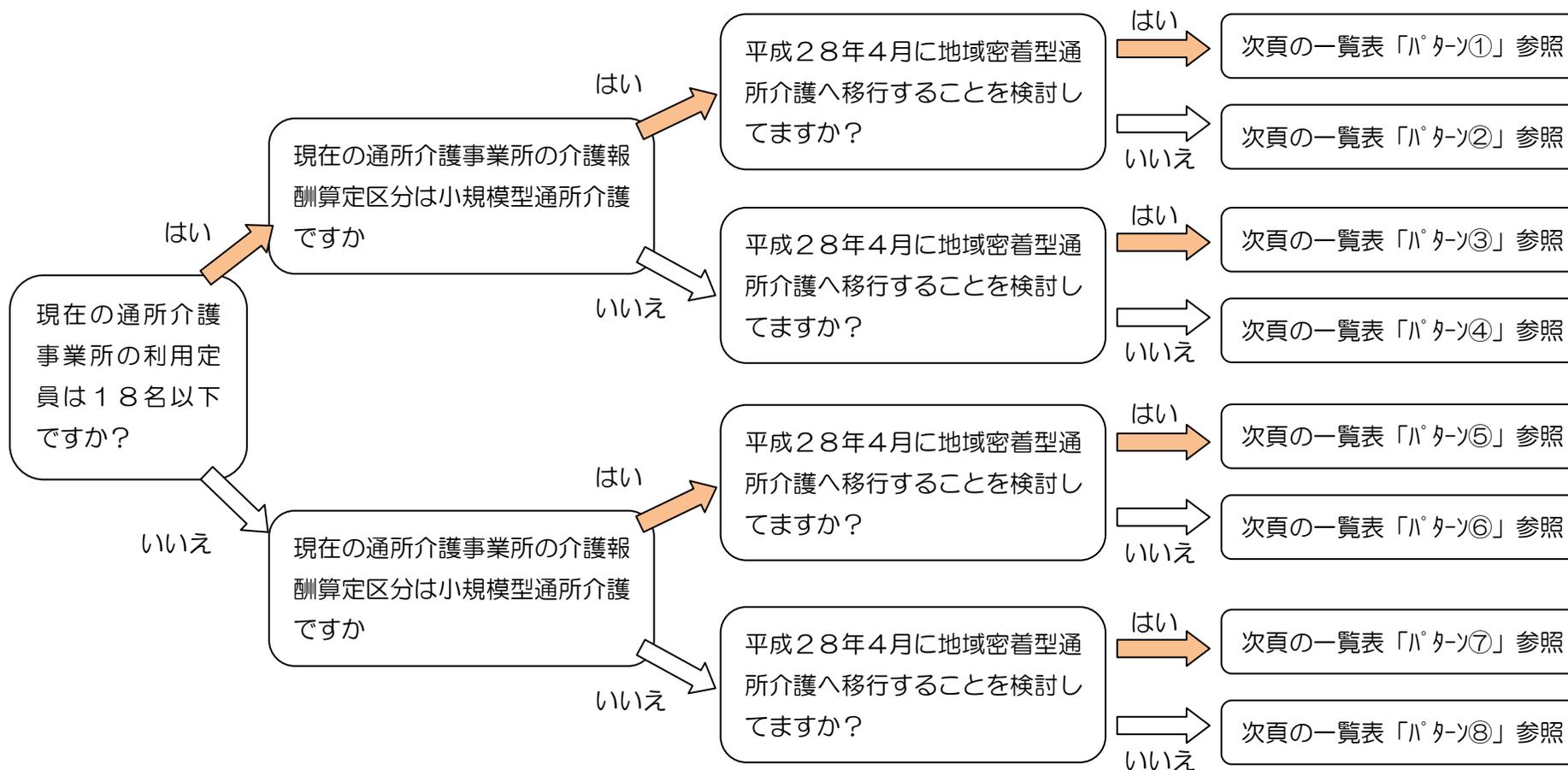


【参考資料】地域密着型通所介護事業所等（サテライト型事業所への移行を除く。）への移行に伴い必要となる手続き等一覧表

介護保険制度改正に伴う地域密着型通所介護事業所等（サテライト型事業所への移行を除く。）への移行について、現在の通所介護事業所の規模別に、必要となる手続き等の一覧表を作成しました。各事業者様におかれましては、①フローチャート（本頁）を確認のうえ、②一覧表（次頁）に記載の手続き等を参照いただき、円滑な移行に向けた準備等を進めていただけますよう、お願いします。（※サテライト型事業所への移行を希望する場合、個別に和歌山市指導監査課までご相談ください。）

なお、手続きの詳細や書類提出の〆切等については、「介護保険制度改正に伴う地域密着型通所介護等への移行に係る手続き等について（平成28年1月8日付和指526号通知）」を必ずご確認ください、遺漏なきようご対応願います。



パターン	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥	パターン⑦	パターン⑧	
現在～平成28年4月1日までの状況	定員が18人以下の事業所			定員が19人以上の事業所					
平成28年4月1日以降の状況	小規模型通所介護	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	小規模型通所介護	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	通常規模型又は大規模型通所介護に移行	
手続きの要否	変更届		○ 利用定員19人以上に変更 ※1		○ 利用定員19人以上に変更 ※1		○ 利用定員18人以下に変更		○ 利用定員18人以下に変更
	定款	△ 定款の目的に「地域密着型サービス」等の記載が必要		△ 定款の目的に「地域密着型サービス」等の記載が必要		△ 定款の目的に「地域密着型サービス」等の記載が必要		△ 定款の目的に「地域密着型サービス」等の記載が必要	
	運営規程	○ サービス名称等の変更		○ サービス名称等の変更		○ サービス名称等の変更		○ サービス名称等の変更	
	介護給付費算定に係る届出	○ 介護報酬算定区分の変更 ※2	○ 介護報酬算定区分の変更 ※2	○ 介護報酬算定区分の変更 ※2		○ 介護報酬算定区分の変更 ※2	○ 介護報酬算定区分の変更 ※2	○ 介護報酬算定区分の変更 ※2	
	業務管理体制	△ 届出先区分に変更が生じた場合、届出が必要		△ 届出先区分に変更が生じた場合、届出が必要		△ 届出先区分に変更が生じた場合、届出が必要		△ 届出先区分に変更が生じた場合、届出が必要	

※1 人員基準・設備基準に適合しているか、要確認各事業所において必ず確認しておいてください。

※2 算定する加算の内容に変更がない場合は、各加算に応じた添付書類は不要。

凡例 ○：事業所において、書類作成等の手続きが必ず発生する

△：事業所によっては書類作成等の手続きが発生する

空白：特段の手続きは発生しないと考えられる